

令和7年度補助団体監査結果を公表します

地方自治法第199条第7項及び大崎町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき補助団体監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、監査の結果を公表します。

1 監査の概要

- (1) 監査の対象 名称 一般財団法人 大崎町農業公社
 範囲 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金などに係る出納その他の事務の執行について
 補助金などの名称及び額 大崎町農業公社運営負担金 17,183,740円

- (2) 監査実施年月日 令和8年7月3日

- (3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び財産台帳などの関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金などが交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正におこなわれているかどうか主眼をおいて監査を実施した。



監査の様子【農業公社】

2 監査の結果

令和7年度の一般財団法人大崎町農業公社における会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されており、負担金支出の目的に沿って適切に運営されているものと認められた。

令和8年7月7日

大崎町監査委員 遠 矢 忠
 同 神 崎 文 男

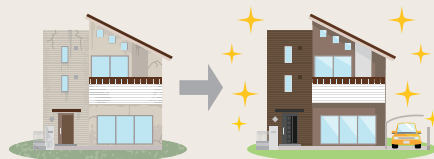


ふるさと納税を活用した事業の紹介 vol.25

このコーナーでは、全国の方々からいただいたふるさと納税(ふるさと応援基金)を活用した事業について連載で紹介していきます。

空き家等リフォーム促進補助金

大崎町では、町内にある空き家の有効活用を進め、移住・定住の促進や地域経済の活性化を図るために、空き家を改修する方に、改修費用の一部を補助しています。令和7年度から、個人に加え法人も申請可能となりました。



令和7年度ふるさと応援基金を活用した金額 4,360万円

